

○ 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）

改正案	現行
<p>（充用有価証券）</p> <p>第十三条 法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第八号までに掲げるものについては、商品取引所が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券、同条第十八項に規定する新投資口予約権証券、同条第二十項に規定する投資法人債券及び同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券</p>	<p>（充用有価証券）</p> <p>第十三条 法第百一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第八号までに掲げるものについては、商品取引所が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券、同条第十八項に規定する投資法人債券及び同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券</p>